

環境共生住宅の認定表示について

環境共生住宅の認定取得後は、下記に従い、取得した旨を広告・広報などに記すことができます。(なお、以下の「環境共生住宅」は「環境共生住宅団地」と読み替えることができます。)

1. 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構 理事長より環境共生住宅の認定を受けた者は、「環境共生住宅の認定マーク」(以下、「マーク」という)と「環境共生住宅」の表示をすることができます。
2. 「マーク」及び「環境共生住宅」の表示は、下記に規定する範囲で使用することができます。
 - 1) 認定された環境共生住宅の広告、カタログ、パンフレット等
 - 2) 認定された環境共生住宅の住宅自体
 - 3) 環境共生住宅に関与するものの封筒や名刺

なお、下記のような使い方も認めます。

①マークおよび認定番号のみの表示を認める場合

- ・認定者が認定を取得したことを示すために名刺・封筒・紙袋に表示する場合
- ・認定住宅を建設したお客様にお渡しする資料や資料入れに表示する場合

②マーク・認定番号・認定者名のみの表示を認める場合

- ・認定を取得した住宅を建設する際の防護ネット・輸送用シートに表示する場合

③マークのみの表示を認める場合

- ・認定住宅であることを示すパンフレット、および企業の環境への取り組み姿勢を示すパンフレット・資料等において、上記(1)の表示を明確にし、また環境共生住宅について解説をしている場合において、そのパンフレットの表紙やその他の部分において図版等に添えて環境共生住宅であることを示すためにマークを付する場合

3. 環境共生住宅認定を取得した旨を示すときは、前項3)を除き、次の項目を付記することとします。前項3)の場合には、マークのみの使用も認めます。
 - a.一般財団法人建築環境・省エネルギー機構の認定であること
 - b.環境共生住宅の名称
 - c.認定を受けた全ての先導的技術提案の類型
 - d.供給型

なお、付記の例を次に示す（環境共生住宅の名称を「ECO99」とした場合）。
「ECO99は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構より、「省エネルギー型」と「地域適合・環境親和型」の区分により環境共生住宅システム供給型認定を受けました。」

本認定は個々の提案技術単位の認定ではなく、住宅を総合的に認定するものです。従って、次のような個別技術が認定されたと読める記述は認められません。

（認められない例）

（提案技術の一つとして、太陽光発電システムが認められた場合）。

「当社の太陽光発電システムは、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構より、「ECO99」の「省エネルギー型」として環境共生住宅システム認定を受けた要素技術です。」

4. 「環境共生住宅」を表示するときは、レジスターマークを右肩に記すこと。
5. マークは、図1および図2に示すデザインとします。
6. 住宅自体に貼るマークは一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が製作したものとします。



図1 環境共生住宅の認定マーク



図2 環境共生住宅団地の認定マーク

7. 上記以外の使い方をする場合は、予め一般財団法人建築環境・省エネルギー機構の許可を得る必要があります。

以上